

厚 生 委 員 会

令和2年6月9日（火）

## 厚生委員会

日 時 令和2年6月9日（火）午前10時00分開会—午前11時09分閉会  
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 小川、辻下、和田

出席理事者 田代町長、  
中口副町長、  
松岡副町長  
古橋教育長  
松井しあわせ創造部長  
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長  
西総務部長  
相馬財政改革部長  
窪田総務部理事兼財政改革部理事  
今坂しあわせ創造部理事兼住民課長  
辻里しあわせ創造部副理事兼生活環境課長  
松下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長

案 件

- (1) 付託案件について
- (2) その他

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いいたします。

案件1、付託案件について6月3日の本会議において本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

それでは、議案第43号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について担当課から説明をお願いします。

松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 「令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）」の件について説明させていただきます。

委員会資料1ページをご覧ください。まず、歳入です。16国庫支出金、1国庫負担金、児童福祉費負担金としまして50万6,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。なお、補助率は事業費の2分の1です。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 続きまして、2国庫補助金、5総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金としまして799万7,000円の増額補正でございます。

戸籍電算化事業費及び住民基本台帳ネットワーク事業費に充当します。内容につきましては歳出でご説明させていただきます。補助率は事業費の10分の10です。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、17府支出金、2府補助金、児童福祉費補助金としまして61万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、こちらも歳出でご説明させていただきますが、臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金として障害児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は事業費の2分の1ですが、利用者負担増加見込額を含んだ額を計上しています。

以上、当委員会付託分、歳入計といたしまして911万6,000円を増額補正するものです。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。2総務費、3戸籍住民基本台帳費、戸籍電算化システム改修事業費としまして、642万4,000円の増額補正でございます。

内容としましては、令和元年5月に成立しましたデジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正により、交付の日、令和元年5月31日から5年以内に国外転出者のマイナンバーカードの利用が開始されることになりました。

マイナンバーカード及び公的個人認証は住民票を基礎とした制度ですが、住民票は国外転出時に消除されるため国外転出者については戸籍の附票を活用することとなり、戸籍の附票に生年月日、性別、住民票コードを記載するためのシステム改修が必要となります。

また、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度中に各種社会保障手続でマイナンバー制度を利用して戸籍謄本・抄本の提出を省略することや、本籍地以外の市町村の窓口で戸籍謄本が取れるような整備が進められております。

そのために全ての戸籍情報を送信できるようにすることや、戸籍の異動の都度に情報を送信する必要があり、そのための改修が必要となるため補正予算を計上

するものです。補助率は事業費の10分の10です。

続きまして、同じく住民基本台帳ネットワーク事業としまして、住民情報システム改修委託料として157万3,000円の増額補正でございます。

先ほど説明いたしました国外転出者のマイナンバーカードの利用を可能とするため、戸籍の附票が活用されることとなりますが、附票システムから住民票コードの照会を受けたり、附票システムへ住民票コードを送信する機能などを住民情報システムに追加するためのシステム改修が必要となるため補正予算を計上するものです。補助率は事業費の10分の10です。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、3民生費、2児童福祉費、障害児通所支援費としまして111万9,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、令和2年2月27日に示された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への一斉臨時休業の要請に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童がいる世帯において、放課後等デイサービスの利用が増加することが見込まれるため、その予算を計上するものです。また3月分利用者負担額が2月分利用者負担額と比較し増加した場合、その利用者負担額増加額を保護者に返還します。

なお、財源につきましては国費として障害児入所給付費等国庫負担金50万6,000円、府費として臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金61万3,000円を充当します。

以上、当委員会付託分歳出計としまして911万6,000円を増額補正するものです。

松尾委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして質疑はございませんか。

坂原委員。

坂原委員 この戸籍の電算化の関係なんですけど、事業費が10分の10を保障されるということで、上部機関からの今回はこうなさいということだと思んですけど、ちょっと内容がよく分からないので確認させてほしいのですが、戸籍電算化システム改修ということは、戸籍を今回、電算化するということではないのでしょうか。今までは電算化していなかったけど今回は電算化するのでしょうか、お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 戸籍の電算化は以前から進められております。それで今回はマイナンバーカードを国外の転出者が利用できるように交付の日から5年以内に改修する必要があるということで、戸籍の附票を活用しますが、国外に出るときに住民票は消除されてしまいますので、戸籍の附票に最終的に住所が記載されますので、その附票をシステムに活用できるように改修していくことと、それでそれをするために戸籍のシステム、送られるほうですが、それで送るほうは住基システムになりますので、その住基システムも両方改修する必要があるということがまず1点ございます。

それからこの戸籍の電算化システムを改修する必要があるのは、戸籍法の一部が法律改正されたことによりまして、本籍地以外の市町村で戸籍謄本がとれるように令和5年度中に整備していこうということで、戸籍システムの改修がもう1点その関係で生じるので、今回システム改修をさせてもらうということです。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今の説明で全国どこからでも戸籍が見られるようにするという事は、全国全部がつながるといふ考え方でいいのですか。どこからでもそういう資料を取り寄せられるという。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 おっしゃるとおりに全国で整備が進めばネットワーク化が進みまして、そのように整備されていくということでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 それはあくまでシステム上でつながるといふだけで、例えば我々が他府県にいて、それで岬町の本籍の書面が欲しいというときに、他府県からも取り寄せられるということになるんですか、これは。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 現在でもコンビニ交付等で住民票、戸籍をマイナンバーカード等があれば出る。交付できるようなシステム改修を行えば、各市町村で登録をしておれば出るんですけども、この戸籍を各市町村の窓口で確認できるというのは各市町村の整備、国がスケジュール通りに進めば窓口で取り寄せることができるということになります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 それはそれでいいのなら了解です。

あとこのシステムを改修することによって、これは委託料なので委託するの  
しょうけど、これを委託するに際しても特に地元職員が何か作業をしないといけ  
ないとか、地元の職員に何か負担がかかるようなこと、そんなことは発生しない  
のですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 基本的には委託業者の作業がほとんどなんですけれども、やは  
り途中でその確認作業とかいうことは生じるとは思いますけど、職員がその作業に  
携わるということはありません。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 この作業というのは、その会社の人が岬町役場に来てするのですか、それとも  
データのやりとりだけでできるのですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 もちろん遠隔操作でできる作業もございますでしょうけれども、  
もちろん現地での作業も生じます。

坂原委員 分かりました、結構です。

松尾委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆さん。

竹原委員。

竹原委員 1点お願いします。障害児通所支援費のところで臨時休業に伴う放課後等デイ  
サービス支援事業補助金ということですが、我が岬町内でこういう放課後等デイ  
サービス支援事業をされている事業者というのは何社あって、そして臨時休業に  
伴うことをしてくれているところは何社あるのかということでございます。

以上です、お願いします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 放課後デイサービスにつきましては、岬町内で1事業者が行  
っております。それで同じく臨時休業に伴う放課後デイサービス等も行っていた  
だいてます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 ありがとうございます。このコロナの影響によって各家庭のお母さん方といい

ますか、大変なことになっているとお聞きしております。こういう事業所をしっ  
かり支援することが町としても必要だと思いますので、しっかりとしたケアのほ  
うをよろしくお願ひしたいと思います。

松尾委員長 そのほかの委員の皆さん、質疑はございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 放課後デイ支援事業補助金に関わってお尋ねいたします。

先ほどの説明で学校の臨時休校に伴う手当ということで説明をお聞きしました。  
それで私が聞きたいのは、実際に保護者負担をなくすということをお聞きしまし  
たけれど、説明の中では返還という言葉が使われたかと思うんですけど、実際  
に保護者との関係で2月分から3月分を比較した場合に、増額になった負担につ  
いては保護者に負担を負わせないということで措置されるわけですけども、返  
金ということになるのか徴収しないという格好になるのか、そのあたりの実務的  
なことをお聞きしたいということが1つと、それから利用者の人数で2月と3月  
の利用者の人数をお聞きしたいと思います。

それからもう1点、これは3月のいわゆる突然の一律休校に伴うものと理解し  
ておりますが、そうであるならば4月以降はどのように措置なさる予定であるの  
か、その点についてもお聞きしておきたいと思います、お願ひします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 以上の3点についてお答えさせていただきます。

まず1つ目の利用者の保護者負担金につきましては返金ということの事務手続  
になります。

2つ目の2月、3月の利用者実績でございますが、まず2月実績ですが33件  
で、事業費が190万3,396円でございます。3月実績でございますが27  
件で230万1,018円でございます。

3点目の4月以降はどのようにするかということでございますが、まだ正式な  
通知等は来ておりませんので、まだはっきり申し上げることはできませんが、放  
課後等デイサービスQ&A、4月28日版というところの答えを読みますと、利  
用者負担について市町村が補助する場合に、係る経費の2分の1を国庫補助する  
ことなどを予定しているということが記されています。

ただ少し前に大阪府のほうに確認しましたところ、具体的に示されていないの



で決まっていないという回答を頂いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 2点目にお聞きしました件数ですが2月は33件、3月は27件ということで、この件数の考え方なんですけど、それは利用の延べ人数と考えたらいいのか、少し件という考え方がよく分かりませんで、もう少し教えていただきたいと思います。

それで件数については2月から3月にかけて減っているけれど金額が増えているということで、当然ながら臨時休校に伴って利用時間が増えているということで増額が必要になり、その増額分を保護者には負担させないということなんだろうと理解するんですが、件というものの考え方についてお聞きすると併せて、その差があるわけですけれども、その差については実際に利用しなかった児童がいると考えていいのか、またその児童についてはどのようにしていたのか、過ごしていたのかというのか、そのあたりが少し気がかりな部分がありますので、ご存じでしたらお聞きしておきたいと思います。

それから3点目にお答えいただいた4月以降の問題ですが、市町村が補助する場合は国が半分出しますという考え方が示されているということのようですので、これはぜひ4月、5月、それから6月についても分散登校等で通常の放課後デイよりも利用が必要になる、利用料が必要になるということは大いに考えられますので、そこに対する市町村として保護者負担を求めない格好で、増額については措置を前向きに検討するというのをぜひお考えいただきたいと。

3点目については要望にとどめたいと思います。2点目についてお答えを頂きたいと思います、お願いします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 件数でございますが、延べ人数ということでお考えいただけますでしょうか。

あと2点目のご質問で、今回は2月分の利用と3月分の利用による保護者負担額ですが、2月に比較して3月の利用者負担額が増加した件数が3件該当しまして、3件の方に返還するという考えでございます。

それで、そのうち1名につきましては2月の利用がなくて、3月に利用されているという方がいます。それであとの2名につきましては2月利用に比べて3月

利用が増加しているため、その分を差額として負担させていただき予定をしております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 増額の内容については今の説明でより詳細にお聞きすることができました。

けれど私がお聞きしたのは、要は2月までは利用していたけれど3月は利用しなかった、そういう利用者がいないのかというその点なんです、そこがもしお分かりでしたらお聞きしたいと思うのですが、利用しなかったりだとか利用の回数が減っているというような実態がないのかなということが気がかりでしてお尋ねしておりますが、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 2月は利用したが3月は利用しなかった人数でございますが、その場合はございません。逆に2月は利用がなかったが3月に利用された方というのはいらっしゃいます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今お聞きしていたことは、私が心配していたのは放課後デイを利用する児童については、これは保育所とか学童なども同じですけれど、もしもおうちのほうで例えばおじいちゃん、おばあちゃんとか、どなたかの協力者の協力を得て放課後デイ等を利用せずに家庭で過ごせるという場合はそうしてくださいという話も、放課後デイについてもそういうことは行われていると思っています。

同時に放課後デイの利用者の中には、もしも集団の中に入っていくことで新型コロナウイルスに感染した場合のリスクが重いと考えられるような児童もおりますから、そういう場合に非常にそのことに敏感になられて、敏感になって当然ではあるのですが、そのことで利用を控えるというようなことが起こったりするんですけれど、そういう場合にご家庭の中での児童だとか、あとは家庭の状況が非常に大変になるというようなことが考えられますので、利用が減っているというようなことはないのかなと、通所しないというようなことがもしあるとするならば、そこへの連絡とか、そういうことが適切になされているのかということが少し気がかりだったのと、それからもしもそういうケースが発生しているとするならば、事業所にとっても財政面では負担が増えるというか、収入が減りますから、そういう意味で事業所の財政運営上のことも少し気になったものですからお尋ね

いたしました。

特に利用者としては減っていなかったようでありますので、その点については安心していいのかなと受け止めております。

それで先ほど要望にとどめた4月以降のことですけれども、これはぜひ大阪府にも一部負担を求めてほしいと思います。

国が半分しか出さないということであれば、もう半分を大阪府が出してよということをお求めるとか、せめて4分の1を出してよということをやはり広域行政として大阪府にも責任を果たしてもらおうということも併せて求めたいと思います。それから引き続きお聞きしていいですか。

松尾委員長 どうぞ。

中原副委員長 ありがとうございます。戸籍電算化システムと住民情報システムの改修の件ですけれども、法律の改定が行われたので必要性についてはお聞きして、そうせざるを得ないようでありますけれども、少し気がかりなのがマイナンバーカードの利用が拡充される、拡充というのか拡大されるということも少し触れられたかと思います。

国としてはマイナンバーカードをたくさんの人に持ってもらいたいと思っているわけですが、マイナンバーカードを利用しているいろんな手続とか、そういうことができる先が増えるということのようですが、具体的にはどういった先でそういった窓口、先ほどの説明ですと医療機関の窓口などでマイナンバーカードを提示すれば診察券代わりみたいなことになるのかと想像したのですが、具体的にどういうことが変わっていくことを想定されるのかお聞きしたいと思います、お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 昨年、国のほうがデジタル手続法等の改正をされた上で、マイナンバーカードの取得の促進ということも盛り込まれております。

それで今年の7月末現在で、そのマイナンバーカードの交付枚数が3,000万枚から4,000万枚、それで最終的には2023年の3月末でほとんどの住民がカードを保有していくと、国のほうが全体スケジュールを立てられているところです。

それでご質問の、どう活用されていくのかということになるんですけれども、

1つは健康保険証として利用できるということが盛り込まれています。これは2021年の3月末で健康保険証の利用の本格運用ということもスケジュールの中では触れられております。

それであとどういったところでマイナンバーカードが活用できるかということなんですけれども、もちろんその社会的な行政の手続の中で子育て関係、介護関係、それで今言ってた健康保険関係もその手続の中でマイナンバーカードを活用して、本人確認でその提出書類等の削減ができるようにということが言われております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 国民健康保険証として利用できるということでしたか。期日の目標は2020年の3月末とおっしゃいましたか。

ちょっとすみません、手がついていておりませんで、メモ書きが怪しいのですが、2020年の3月末というと今年度末かな、ちょっともう一度お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 健康保険証の利用の本格運用の開始ということで、2021年3月末を目標にされているということです。

だから全体にそれを拡充していくのが、まだまだ時間がかかるかと思えますけれども、あと社会保険とか健康保険証で順次マイナンバーカードが使えるようにと、切替えではなくて使える、利用できるようにと考えているということです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 健康保険証の代わりというか、そういう運用にしていくということですけど、そのマイナンバーカードの中には何が情報として入っているということになるのか、健康保険証として利用できるに当たって、どういう個人情報がその中に含まれるというか読み取れることになるのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 マイナンバーカードには、基本的には個人の氏名、住所等の基本的な情報が入っており本人確認できるようになっております。全てのデータが入るのではなくて、それを利用した上でその関係の保険、医療関係の情報等を入

手できるというような、利用できるカードとあっていただいたら。全ての情報がカードに入っており、それを紛失すると大変なことになるということではないということです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 本格運用ということでありましたけれども、例えば金融情報等についても、そのカードには別に入っていないけれど、情報を取りに行けば分かるようになるというようなことも、今年度末に整備されていくと捉えていいのでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 その辺は現在国のほうでいろいろと議論されていると思うのですが、今の段階ではそれが確実にそうなる、今のところは認識しておりません。

中原副委員長 分かりました、ありがとうございます。

松尾委員長 よろしいですか、ほか。

そうしたらほかの委員さん、質疑はないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成です。

松尾委員長 反対者は。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 賛成ということで、どうぞ。

中原副委員長 今回、賛否がちょっと悩ましいなと思っているんですけど賛成するのは、臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業への財政的な手当がなされているというところについてはその必要性も認めるところでありますし、4月以降についても同様の措置がなされるように期待して賛同したいと思いますが、先ほどお聞きしていたマイナンバーカードの利用については、これは賛同できないのです。ただ賛成か反対かどちらかを決めないといけないので、全体としては賛同せざるを得ないと思っておりますが、先ほどの質疑を通じて今年度末までに様々な整

備を行っていくということで、マイナンバーカードを利用することで極めてセンシティブな個人情報を入手することができるということになりますので、その点については個人情報が漏れるということに対する対策についても、今まで様々な問題が発生してきたところでありまして、個人の情報が様々な機関でのぞき見ることができるという言い方をあえてさせていただきますけれど、そのことに伴って個人が不利益を受けるということにつながっていかざるを得ないと私は懸念するところがありますので、この点については賛同できるものではありませんが、新型コロナウイルスの被害を受ける下で放課後等デイサービスを利用する保護者に対して負担を求めないという、この措置がなされている以上、賛同するものがあります。

松尾委員長 ほかに討論に参加される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第43号は本委員会において可決されました。

議案第46号「動産買入れ契約の締結について（バスの買入れ）」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 バスの買入れということですけど、バスの概要ですが、裏に資料がございますが車両の外観イメージとして写真があります。それでまた装備仕様等として大体こういう装備ですというのがあるんですけど、乗り合いバスは今も走ってますから、そういうものだろうというのは大体のイメージが湧くんですけど、そもそも

こういう車両というのは既製品というかではなくて、既成の車を購入した後に改造というのかをしてこういう車両にするということですけど、大体の装備の仕様等は書いてるんですが、これ以外にも元の日野ポンチョですか、この車を購入した後に改造する部分、どういう部分を改造するのか、主立ったところが分かりましたらもう少し詳しく教えてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 コミュニティバス車両の概要としまして、4番に装備仕様が書いていますが、これ以外に主な点としましてはスロープ板、車椅子を利用の方にスロープ板が必要となってきますので、その板と格納箱、それ以外に室内灯をLED式に替えます。乗客降車の合図装置運賃箱となります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 車椅子用、乗り降り用の板です。そういうきめ細かな配慮があつていいと思います。結構です。

松尾委員長 そのほかに委員の皆さん、質疑はございませんか。

竹原委員。

竹原委員 バスの概要等は分かるんですけど、このバスを岬町用に変えるに当たって、前後に岬町のマスコットキャラクターを貼り付けるということのようですが、自分としてはもっと岬町らしい、いろいろなコマーシャルをしてもらったらいいのではないかと思うんですけど、その前後に貼り付ける以外に何か考えられてないのかというのを1つお聞きしたいと思います、お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 今運行しているバスと同じ格好で文字を用いた、「みさっきー」、「みさきーちょ」を入れて、横は広告募集とかを考えています。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 要望なんですけど、せっかくだいいバスを買い入れるので、やはり岬町なりの特色を持ったものに、お金をかけたら何ぼでもできるんですけど、お金をかけない方法で何かやってくれる事業所なり何かがありましたらお願いしたいと思います。

過日にいろいろ調べてましたら淡路市というところのこういうコミュニティバスが、きんきら金でいろいろなコマーシャルを観光用に載せている、そういうバスがあります。参考にさせていただいて、そこまでいったらちょっとまたお金がか

かっているのではないかと思うんですが、検討していただければと思います。

松尾委員長 要望でよろしいですか。

竹原委員 要望です。

松尾委員長 はい。そのほかに質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 何点かお聞きしたいのですが、これは車両の外観イメージということで、白っぽくないような感じがするんですが、車体はホワイトになるのでしょうか。

それと今までのこういうバスの場合、車椅子そのままでは乗れなかったんですよ。今回はそういうスロープで乗り降りができるということは、運転手さんが降りて乗せたり降ろしたりするということになるのか、それと事前にいつの便にここから乗りたいというような、予約というかを受けるのかどうか、その辺はいかがででしょうか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 新しいバスの色につきましては、遠くからでも目立つような色、豊かな自然に囲まれた岬町をイメージできるような色を検討しております。

松尾委員長 まだ何色とは分からない、決まっていないということでよろしいですか。

辻里しあわせ創造部副理事 車椅子対応の件ですが、車椅子を乗せる場合は車両の前から2列目の座席を跳ね上げて、車椅子1台のスペースが確保できますので、そこへ乗せ、運転手が手伝って乗れる形になると思います。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 各停留所でも予約を受けずに乗っていくような形になるのかどうか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 予約につきましては、今のところ同時に複数の車椅子の方が利用なさる場合があるようであれば、事前の予約制度などの方法を採用する必要があるものと考えております。

松尾委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 はい。

松尾委員長 奥野委員、色の決め方とか、どう決まっていくかとか、そういうのは結構ですか。

奥野委員 もう報告で結構です。



松尾委員長 はい。ほかの委員の皆さんは質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 今、奥野委員からこのバスを利用して、車椅子の方の利用について少し質問があったと思うのですが、どういうイメージかというのをお聞きしたいのですが、資料で頂いていた座席イメージというところに、前のほうの座席を跳ね上げて、そこに車椅子を設置できるようにするということのように思いますが、今説明の中で2台以上の車椅子の利用がある場合はということがありましたけど、それで想定されているのは乗車されて、それで車椅子を畳んでその場所に配置するというようなイメージと捉えていいのでしょうか。

それから事によるとというか、これは可能なのか、車椅子を畳まなくても車椅子の方が利用されるときに、1台であるならば車椅子に乗ったままで、座席に座り替えなくてもそのまま車椅子そのものを固定して乗車するというのも、スペースの加減で可能なのかどうかお聞きしたいということと、それからこれは1台を今回購入するということの予定なので、車椅子を利用しておられる方がバスを利用したい場合に、どの便にこのバスが走っているかどうかというのを知る必要があると思うんです。

このバスがずっと走っているわけじゃないし、車椅子を利用している方がバスを利用する場合に、乗れるのはこれだけということになるのかと思ったり、そのあたりで時刻表の改定といいますか、このバスがどの時間帯に走っているのかということも標記が必要になってくるのかと思ったり、ほかのバスで車椅子の方は基本的にこれまで利用は難しかったのかなというように思うんですけど、その方の状態によっては車椅子を畳んで持ち込んでもらうという形で利用もできたのか、そのあたりのことについてもお聞きしたいと思います、お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 複数の車椅子の利用の方となった場合ですけれども、1台はそのまま乗ったままでも置けます。それであと1台になった場合は畳んで置くようになります。

バスの利用の仕方というか、そのバスが走っているのは基本路線になるのですが、基本路線のバスの時刻表に標示なり何かしたほうがいいのだとは思っていますが、今のところ検討中です。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは基本的にいいことだと思ってるんですけど、せっかくこういういいことをお考えですので、例えば車椅子のご利用の可能性もある、例えば公共交通会議の中に障害者の関係の方に委員さんとして加わっていただいたりしています。そういったところに積極的にお知らせしていくということは、せめて行っていただきたいと思います。それから時刻表への記載についても、できるだけ早く実現できるようにお考えいただきたいと思います。

それから予約のことなんですが、バスの運行の委託を受けてくださっている事業者にあまり負担をかけてもどうかとは思いますが、予約は基本的に私は必要ではないかと思ってるんです。というのが、予約を受けていなかったら前のほうの座席にほかの利用される方が既に座っていて、それでバス停に着いて、車椅子の方がおられるので移動してくださいみたいなことになったら、その停留所で時間をかなり要してしまうということにもなりますし、利用の頻度としてはそんなに高くないんじゃないかとは思いますが、これを利用される場合はできれば予約していただくような、お知らせについても検討が必要ではないかと思えます。

もともと座っていた方に別の席に移動していただいととか、その後で跳ね上げてそこに車椅子を配置するというようなことの時間をなくすということもありますし、そこにもともと座っていた方が別の席に座れたらいいんだけど、もし別の席に座るところがなかったら、ちょっとそれはサービスとしてはいかがかなと思いますので、実際の利用にできるだけ支障がないように工夫していただきたいと思えます。

それから引き続きお尋ねするのですが、入札結果経過調書を参考資料として事前にお配りいただいておりました。それで本会議において説明も頂いておりますけれども、入札から契約にかけての経過のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

今回は物品の購入ということになりますけれども、これについては予定価格は事前公表しないということでよかったのでしょうか。それが1点と、それから経過についてなんですけれども、3回の入札を行って予定価格に達しなかったので、通常は入札のやり直しをするのだけど、納期が遅れる恐れがあるので協議によって、

結果としては随意契約に切り替えざるを得なくなったと本会議ではお聞きしていたかと思えます。

それでそうせざるを得ないということについては文句は言いませんけれども、ちょっと経過の中で確認したいことが幾つかございます。

まず入札の業者の中で、大阪日野自動車株式会社というところが2回目の応札において、1回目の最低入札価格以上で応札ということで失格になったということなのですが、こういう事態は起こり得ることなのかという、私は実際の入札に参加したことがないのでよく分からないからお聞きするんですけど、要するに1回目の入札のときにほかの業者が書いて入れた金額と同じ金額を2回目に大阪日野自動車は入れてるんです。それはそんなことは起こるのか、もし1回目の入札、札の価格が明らかになるとするならば、同じ金額を書いたら自分のところは落とせないということになるのだけど、ちょっとそのあたりのことに不思議さを感じるんですけど、そういうことは発生するのかということについてお聞きしたいと思えます。

それから業者の中で山内自動車というところがありますけれども、3回目で結局くじ引になったわけです。その結果、随意契約協議の優先権者となったけれども、協議を辞退されたということかと思うんですけど、これはどういったことによるものなのか。

なかなか事業者それぞれのご事情についてまで把握されていないのかもしれませんが、入札に参加した以上、自分のところで仕事を取りたいというのが基本かなと思えます。ただあまり低くなり過ぎると、取っても仕方がないなという判断も途中で発生してくるものかと思うのですが、経過の中で何かご存じなことがあったらお聞きしておきたいと思えます、お願いします。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 4点ご質問を頂いております。

まず1点目の物品の予定価格の事前公開の件でございますが、本会議の中でも述べさせていただいたとおり、物品調達及び業務委託におきましては、予定価格については事前、事後ともに公表は行ってございません。

それで2点目の随意契約に至った理由ということでございますが、これも本会議場で説明させていただいたように、本来は入札が不調となった場合の手続とい

たしましては、仕様を変えずにメンバーを入れ替えて入札を実施する。仕様を変えて改めて同じメンバーで実施する。そして随意契約で契約を行うという、大きく3つの方法がございます。

入札に参加できる事業者が多くて、そして契約期間に余裕がある場合は再入札を行うことも可能となってまいりますが、事業者が限られている場合や、契約期間に時間的余裕がない場合については随意契約の方法で契約を行ってございます。

今回の動産買入れについては特殊な車両でございまして、取扱いできる事業者が限られていること、そして再入札になりますと入札手続等で1か月程度また時間を要しまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、製造現場等の工程に余裕があるかどうかと非常に不安があるところでございまして、年度末までの納品というものを考えまして、今回随意契約という手法を採らせていただいたところでございます。

3点目の大阪日野自動車の2回目の価格の点でございまして、入札の場合、1回目の札が入れられ不調になった場合は1回目の最低価格をその場で発表させていただいて、次の2回目の札を入れていただくこととなります。

それでまれにはございますけれども、その発表した入札価格を超える、また同額で入札されて失格になるというケースがございます。それについては応札者の誤りというか、どういう理由でそういう札を入れたのかということは一々確認しておりませんが、規定によりまして失格という判断をさせていただいております。

4点目の山内自動車さんが、くじの結果で優先交渉権者となったにもかかわらず辞退した理由についてですけれども、事前辞退も含めまして、辞退理由についてはそれぞれ業者のほうから確認なり理由書の提出を求めておりませんので、どのような判断の中で辞退されたかというのは分かりませんが、契約の考え方の中で辞退されたのではないかと考えております。

松尾委員長 よろしいですか。そのほかに委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 バスのことなのですが、この新しいバスは今年度末までに納期を設けているわけですが、どれかのバスと入れ替えるという形での運行になるのかと思うのですが、その入れ替えるバスはどのバスか、大分傷んできているから新し

いのを買わないといけないという事情だということは聞いているんですけど、バスが何台かありますので、どれかのマイクロバスの代わりという、更新ということになるのかと思っているんですけど、例えばなのですが、このバスと入れ替えるんですとか、見せてくださいとか言ったら見せてもらいに行けるものなのでしょうか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 基本路線で走っているマイクロバスが2台あるんですけども、そのバスのうち1台を今回のポンチョにして、残っているバスもローテーションで運行を行いたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということは、2台で回しているところを3台で回すということをお考えということでもいいのですか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 すみません、ちょっと説明不足で。うち所有のバスがマイクロバス2台になります。それで雨の日とか、車検とか定期点検があるときに、有田交通所有のマイクロバス1台を無償で借入れております。3台で運行しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということは、4台をローテーションしていくということになるということですね。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 無償で有田交通の1台借りている分を返そうかなど。所有3台分のローテーションで運行を行いたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。今、町のバス2台と有田交通さんの厚意によって無償で借りしているバス、マイクロバス3台でローテーションして運行しているということで、その有田交通さんのを借りなくて済むようになるということだと理解いたしました。

利用者の方からお声がありまして、その中のどのバスなのかがちょっと分からないのですが、乗車してからのステップが非常に狭いのがあるんだということで、

乗り込んで一歩足を踏み入れて、その次の段のようなのですが、要するに足を置くところが非常に狭くて、ご高齢の方などにとっては非常に利用上足元が不安定になるので、不安があるということをお声としていただいておりますので、それでどのバスを入れ替えるのか見たいとか言ったのは、そういうことなんです。

私もどのバスのことを具体的に指しておられるのか、実態がどうあるのかについては自分の目で見ておりませんから、ちょっとこの機会に利用のしづらさ、また天候によっては雨の時とかは足元が非常に危ないという問題もありますし、買物などで利用される場合は重たい荷物を両手に持って乗降されるということもありますから、足元のステップの幅がしっかり確保されているのかどうか、確認していただきたいと思います。お願いしておきたいと思います。

松尾委員長 要望でこれはよろしいですね。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 はい、分かりました。そのほかに質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 先ほどボディーの色をお聞きしたのですけれど、岬のイメージに合うような色を今考えているという答弁だったと思いますけれど、逆にそのカラーによってこの入札の価格を変更するということはないのかな。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 カラーの色によりまして価格が変更とかはありません。

松尾委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長 賛成です。

松尾委員長 賛成ですか。反対の方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 コミュニティバスを新たに買い入れるということで、バスの運行について

はこれまでも度重なる苦勞と努力をもって運営の継続をされてきたと認識しております。

それで今回新たに予定されているバスについては、低床でありますので乗り降りも非常にしやすいということと、それから車椅子の方にも利用していただけるということもありますし、また乗車してからの通路の幅についても一定確保がされておりまして、シルバーカーであるとか大きな荷物を持っている方についても非常に利用しやすくなるのではないかと期待するところであります。

それらについてはこれまで乗車される方々の要望であるとか、また公共交通会議の中などでも出されていた意見を受け止めて、少しでも希望にかなうものということをご検討になって、今回、1台の老朽化に伴うことという事情もおありでしょうが、利用者の目線に立った改定を行うと認めるものでありますので、賛同するものであります。

松尾委員長 ほかにも討論に参加される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第46号は本委員会において可決されました。

本委員会に付託を受けました議案2件については、全て議了いたしました。

続いて案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 なしということで、ほかになければ本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

(午前11時09分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年6月9日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡